

# 野生生物法ネット ニュース

NEWS

## No.14

2006 10.23

野生生物保護法制定をめざす  
全国ネットワーク事務局：  
〒176-0012  
東京都練馬区豊玉北 5-15-12  
e-mail : jimmu@wlaw-net.net  
郵便振替 : 00100-1-140878

野生生物保護法制定をめざす全国ネットワーク事務局通信

## 目次

2006年鳥獣保護法 国会審議の記録  
環境省鳥獣保護事業ワーキンググループの検討結果  
特定計画ワーキンググループ  
環境省人材育成ワーキンググループの検討結果  
2006年鳥獣保護法改正 ワナ：規制強化か規制緩和か  
捕獲個体の商業利用について  
海生哺乳類の適用除外について

## 鳥獣保護法改正と 野生生物保護基本法成立をめざして

野生生物保護法制定をめざす全国ネットワークが設立されてからあっという間に7年がたちました。鳥獣保護法の改正についての国会論議では、付帯決議は付いたものの、政府原案どおりに国会を通過しました。その後改正に伴う鳥獣保護事業計画の基本指針の作成に向けての3つのワーキンググループが立ち上げられ、ネットワークからは、草刈世話人、古南世話人、吉田世話人が委員となって私たちの主張を訴えました。

その内容は次ページの経過報告と各テーマごとの論点をご参照ください。

基本指針案は10月16日の中央環境審議会野生生物部会小委員会において作成され、現在はパブリックコメントの募集中です。皆様の積極的な意見提出を期待したいところです。

今回は本来ならば1999年改正の見直し、2002年に約束された抜本改正の約束がどのように果たされたのかを問う重要な改正論議のはずでしたが、実際は農林業被害対策にいかに対処するかという小手先の改正に終始しました。

確かに被害現場の深刻さを無視するわけにはいかないわけですし、現場でどのように解決できるかということは焦眉の課題ではありますが、一方でさまざまな専門家から指摘を受けているように、同法の成り立ち時とは劇的に変化をとげている国土の利用や生活環境変化などを考えれば、環境省に求められるものはもっと長期的な視点を持ってどのような施策を目指すかということです。それがなければ、だれにとってもただただ欲求不満が募るだけ、という結果になるのではないのでしょうか。

私たちは、1999年、2002年を経て、鳥獣保護行政の抱える問題の抜本的な解決をめざして提言集を作成し、行政、議員を含むさまざまなところへの働きかけを行ってきました。この成果というものはまだ具体化されていないことは確かですが、方向性としては関係者に意識され始めてきているという感覚があります。

対立点もなかなか明確に出し切れない今回改正で、今後の活動もやりにくいものを抱えています。一方では鳥獣保護法論議の中で、私たちがめざしている野生生物を包括的に保護する法制度の必要性が明らかにされてきています。

今後は、来年に見直しを予定されている生物多様性国家戦略を契機に、生物多様性保全のための野生生物保護基本法を実現するために更なる活動を重ねていく予定です。

皆様のご支援を心からお願いします。

ネットワーク世話人一同

## 2006年鳥獣保護法 国会審議の記録

道家哲平(日本自然保護協会・保護研究部)

私達、野生法ネットでは、2004年から、環境省や国会議員に抜本的改正を働きかけてきました。

2006年通常国会における鳥獣法の審議は、99年、2002年の改正以上に十分な審議時間を確保することに苦労を費やすこととなりました。小池環境大臣の急病で1カ月以上審議が延期されたことも一因ですが、今回の鳥獣法改正案に対する、与党議員の意識の低さが大きな要因だと思います。それでも参議院では、質疑—参考人招致—質疑・採決といういわゆる3日間コースでしたが、衆議院では、野党側の必死の交渉の末に、参考人質疑は勝ち取ったものの、参考人質疑・同日法案採決という2日間の審議となっていました。参考人から意見聴取をおこなったにもかかわらず、検証の時間もおらずにその2～3時間後には採決するという仕方は、専門家の意見をないがしろ(ガス抜きといっても言い過ぎではない!)とするような進行であり、問題があると思います。

参考人質疑には野生法ネットの世話人でもある吉田正人・草刈秀紀が、それぞれ参議院環境委員会・衆議院環境委員会でも鳥獣法の改正案の問題点を指摘し、抜本的改正を訴えました。ネットが主張する、わなの問題点(後述)や人材育成の話は、参考人質疑でも、国会議員の質疑でも度々指摘されました。

今国会では、民主党が「改正案は抜本的な解決とは程遠い小手先の改正案」として反対の立場をとり、とらばさみ・くくりわなの禁止猟具化、錯誤捕獲の報告義務付けやわな設置箇所の周知徹底を行うこと、野鳥の輸入規制の強化、生物多様性の確保等についての修正案を提出したものの、与党がほぼ無視する形で否決されました。その後直ちに採決となり、99年国会、2002年国会では政府案に反対だった共産党も賛成の立場に回り、政府(環境省)提出の改正案が賛成

多数で可決成立しました。

結局、99年国会、2002年国会で反対の立場を表明してきた共産党も賛成の立場に回り、政府(環境省)提出の改正案が賛成多数で可決成立しました。

2006年国会における鳥獣法改正案の審議は以下のような経過をたどりました。

参議院 環境委員会 平成18年04月27日 質疑  
質問者(以下敬称略)：橋本聖子(自民党)・大石正光(民主党)・岡崎トミ子(民主党)

参議院 環境委員会 平成18年05月08日 参考人招致  
金森弘樹(鳥根県中山間地域研究センター鳥獣対策グループ科長)

吉田正人(野生法ネット世話人・江戸川大学社会学部教授)

坂田宏志(兵庫県立大学自然・環境科学研究所生態研究部門助教授)

羽澄俊裕(株式会社野生動物保護管理事務所代表取締役社長)

参議院 環境委員会 平成18年05月09日 質疑と採決

質問者：鰐淵洋子(公明党)・岡崎トミ子(民主党)・市田忠義(共産党)・荒井広幸(新党日本)

衆議院 環境委員会平成18年05月30日

質問者：馬渡龍治(自民党)、篠原孝(民主党)、田島一成(民主党)、富田茂之(公明党)

衆議院 環境委員会平成18年06月06日 参考人招致の後、質疑・採決

寺本憲之(滋賀県東近江地域振興局環境農政部農産普及課課長補佐)

草刈秀紀(財団法人世界自然保護基金ジャパン自然保護室次長)

辻岡幹夫(栃木県鳥山林務事務所長)

質問者：宇野治(自民党)、長浜博行(民主党)、高木美智代(公明党)、田島一成(民主党)

## 環境省鳥獣保護事業ワーキンググループの検討結果

世話人 草刈 秀紀

私が参加した、「鳥獣保護事業ワーキンググループ(WG)」は、三浦慎悟教授(新潟大学)が座長となり、小委員会委員の石原収(前全国町村会副会長)、佐々木洋平(社)大日本猟友会理事)、市田則孝(パードライフ・アジア代表)のほか、小川圭一(栃木県林務部自然保護課長補佐)、羽澄俊裕((株)野生動物保護管理事務所代表取締役)が加わり、7月14日、8月7日、9月5日の3回開催された。

今通常国会における鳥獣保護法改正でトラバサミの問題や輸入鳥獣の識別措置や放鳥獣、愛がん飼養の問題などが議論となったため、WGで検討された。

他のWGと比べて「鳥獣保護事業」という名目で全体を議論するのであればWGの委員数は少な過ぎる。環境省の非積極性が伺える。

最も注目すべき議論と成果は、2つある。一つ目が、愛がん飼養で残された2種、ホオジロとメジロの扱いで、環境省案は、「ホオジロを対象から外し、メジロに限る」とされていた。これに対し、愛がん飼養は廃止すべきと理由と意見を述べたことに対し、多くの委員から「過去の経緯など踏まえた上で廃止すべき」「過去、50年も議論して来たが未だに廃止できないのはなぜか？」などの意見が多数だされ、最終的にWG全員の合意が取れた。しかしながら環境省は、文化的な背景がある等の理由からこだわり続けた。WGの合意は、座長から第9回小委員会で報告されることとなった。二つ目が、トラバサミの問題であり、2002年および2005年国会でトラバサミの禁止が求められて来たことなど指摘した。これについてもトラバサミをやめる検討に入るべき等の要望が相次ぎ、WG全員の合意が取れたため、座長から第9回小委員会で報告されることとなった。この2件の合意は、大きな一歩と見てよいだろう。

また、海生哺乳類の扱いについて、しつこく

言及した。環境省は、第1回WGで、特定鳥獣に関して、栃木県と鳥根県の取組みについて、ヒアリングを行った。そこで同様に、専門家を呼んでヒアリングを行うべきと、強く要望した。要望の主な理由は、1.平成14年7月に改定された鳥獣保護法では、新たに海生哺乳類7種が同法の対象種となり、第10次鳥獣保護事業計画で、これら海生哺乳類に関して、関係都道府県がしかるべき保全の方策について記述すべき段階に来ていること、2.このWGの検討課題に海生哺乳類に関する議題が上がっておらず、特にジュゴンやニシコクヅラなど国際的に指摘されているにも係わらず検討課題に上がっていないこと、3.国会でも議論になったことなどを理由とした。

環境省は、ヒアリングは行わず、関係資料の説明にとどまった。海生哺乳類の記述については、「鳥獣法の対象となる海生哺乳類については、科学的なデータの収集を図ることや、生息状況や地域個体群の動向、漁業への影響を踏まえ、必要な保護管理方策を検討し、地域個体群の存続を図ること。80条の適用除外種については、関係行政機関との連携・協力のもと、その生息や保護管理の状況に関する情報の収集に努め、他の法令による適切な保護管理が図られないと認めるときは、速やかに適用除外種の見直しを検討する。」とした。後日談ではあるが、環境省の担当は「鳥獣法の対象となる海生哺乳類については、環境省内部の意見が一致していないのでヒアリングを行えない」と説明した。生物多様性を保全すべき立場の環境省が内部の意見も一致がされないとは、お粗末なことだ。

この他にも様々な議論がされたが、詳しくは、次の環境省サイトから配布資料をダウンロードできますのでご覧下さい。

[http://www.env.go.jp/nature/choju\\_wg/hogo\\_jigyo/index.html](http://www.env.go.jp/nature/choju_wg/hogo_jigyo/index.html)

## 特定計画ワーキンググループ

日本野鳥の会自然保護室 古南幸弘

中央環境審議会野生鳥獣保護管理小委員会の下で鳥獣保護事業計画の基本指針(環境省から都道府県への告示)の中の特定鳥獣保護管理計画(以下「特定計画」)に関する部分を討議する特定計画ワーキンググループは、7月18日、8月7日、9月13日の3回の審議を行った。他のWGとは異なり、議論の範囲は次の3点に限定された。

- ・広域的な鳥獣の保護管理
- ・下位計画について
- ・効率的なモニタリングと特定計画への効果的なフィードバック

本来であれば、1999年の法改正で導入された特定計画の成否については、各都道府県が立てている個別の特定計画の中味やその成果について検討していくべきと思われたが、時間が限られた今回のWGではそうした根本的な議論までにはもとより至らず、また環境省の現状把握も十分とは言えず、専ら上記の話題に終始した。

しかし、今回収穫があったと思われたのは、地方分権を進めて言った際に政府が何を分担するかについて、委員間では一定の見解が得られたことだと思う。都道府県境をまたぐ個体群が存在することから、1999年の法改正、制度導入当時から広域的な保護管理の必要性については議論があったが、当初は地方分権への介入という理由で政府と都道府県との分担がきちんと議論されてこなかった。しかしその後、県の寄り合い所帯に環境省が協力する形で西中国山地のツキノワグマの保護管理計画が先鞭をつけ、またより広い範囲にまたがって分布するカワウについて環境省がリードする形で広域協議会(10都県による関東協議会と15府県による中部近畿協議会)を設立するにいたっている。カワウの広域保護管理については、研究者やNGO、都道府県の提起、特定計画技術マニュアル策定時における検討(日本野鳥の会が受託してとりまとめを

行った)、国会における谷博之議員の質問等の幅広い要請の結果であったと思う。今回のワーキングは、これらの動きを指針の中で明確に位置づけたいという環境省の意図があり、それ自体は一歩前進であったと捉えている。

ところで7月18日に開催された特定計画ワーキンググループ第1回会合では、特定計画(あるいはより広く科学的・計画的な鳥獣の保護管理)における国の役割について殆どの委員から再三にわたり次のような言及があった。

1. 基本的な認識：特定鳥獣保護管理計画制度における国の役割は、保護管理が必要な種のうちの一部について広域的な指針を策定するに留まらず、国と都道府県との役割分担という視点に立ち帰って以下のように幅広にとらえるべきである。

- 要保護管理種に関する広域的分布を把握する
- ・広域的保護管理の必要性を判断する
- ・情報交換の場を設定する(ボトムアップ的)
- ・広域保護管理指針を検討、策定する
- ・特定計画が必要になりそうな地域を指摘し被害が激化するのを未然防止する

特定計画の技術マニュアルを定期的に改訂する

- ・地域個体群について
  - 生物学的情報をまとめる
  - 調査研究をencourageする(都道府県、研究機関に対して)
  - 概念と輪郭を示す(分布の変化を念頭に置いて)
  - 管理ユニットを提示する(行政的枠組み)

被害防除、モニタリング方法、環境管理の方法等について技術開発を行う

#### 各都道府県の特定期間のレビューを行う

目的と実施結果、効果をレビューする

先進事例を公表する

策定過程を公表する

#### 普及啓発教育

以下の事項について、HPや冊子などを通じ広く普及啓発教育を行う

被害発生メカニズム

特定計画の効用と促進

都道府県に対する予算獲得のためのアピールともする

#### 生息環境管理、被害防除に関する政策的枠組みづくり

個体数調整以外の方法を推進するため、環境省は他省庁との間の連携による政策ツールの設定や情報共有を行う

#### 特定計画のインセンティブを設定する

任意計画である特定計画を推進するための政策的なインセンティブ(捕獲規制の解除以外の)を設定する

これらの事項はすべてが検討報告に反映されているわけではないが、今後の保護管理における役割分担を考えていく上で重要な示唆をもたらすのではないかと思います。

FSC認証を受けている速見林業の速見委員からは、鳥獣の被害を受けている地域社会、被

害者普及啓発の重要性という論点が強く指摘された。これは一見、ガス抜きのようなことに取られかねないが、鳥獣害の発生メカニズムを理解していない人たちと話すのと理解した後の人と話すのでは、被害に対する感じ方が驚くほど違うのは、経験がある方も多いと思う。農林水産業者の方々の「泣き寝入り感」を少しでも払拭していくことが、被害解消への近道であるという認識は、今後きめ細かな被害管理をしていく中で重要になっていくに違いない。そしてここでも、被害管理を担う人材の重要性が指摘された。

下位計画(市町村やそれ以下の単位における実施計画)の策定と、モニタリング・フィードバックについては、議論不十分ではないかと思う。

なおこれらの議論を受けての環境省の態度として気になるのは、特定計画のレビューや技術マニュアルの改訂を行っていくうえで当然必要と思われる、継続的な専門家による科学委員会の必要性を明確には認めていないことである。特定計画の技術マニュアルは今年度内に改訂される見込みとなっているが、この改訂に当たって科学委員会が招集される予定はないと聞いている。しかし上記の議論を受ければ、こうした付け焼刃的な対応は改善されるべきだと思う。

基本指針案にはI部の第三に特定計画における国の役割が、II部の第六に都道府県の役割が書かれることになっている。パブコメ意見を出すにあたっては、上記の点についてご注目いただきたい。



## 環境省人材育成ワーキンググループの検討結果

世話人 吉田正人

環境省の中央環境審議会・野生生物部会・鳥獣保護管理小委員会は、3つのワーキンググループを設置して、鳥獣保護法改正に伴う基本指針の改定について議論した。

私が参加した、「人材育成ワーキンググループ」は、岡島成行教授(大妻女子大学)が座長となり、小委員会委員の三浦慎悟教授(新潟大学)、佐々木洋平理事(大日本猟友会)、亀若誠理事(農林水産技術情報協会)のほか、羽山伸一助教授(日本獣医生命科学大学)、黒崎敏文部長(自然環境研究センター)、難波篤課長(仙台市)、坂田宏志主任研究員(兵庫県)、南正人(ピッキオ)らが加わり、7月10日、8月8日、9月25日の3回開催された。

今通常国会における鳥獣保護法改正ではわな、人材育成が大きな議論となったため、ワーキンググループでは、野生生物保護管理の専門家の不足、都道府県における鳥獣行政担当者の資質向上、鳥獣保護員の充実、捕獲を担う狩猟者の育成などが主な議題となった。

まず野生生物保護管理の専門家から述べると、平成16年現在、都道府県の野生鳥獣に関する研究機関は40、哺乳類の専門家が40人、鳥類の専門家が24人、国の研究機関は5、民間研究機関は24という数字が出されたが、平成12年度と比較して減少していた。これには研究機関の統合や専門家の行政部局への転出などの理由があるものの、全国合わせてもこれだけの専門家しか配置されていないというお寒い現状が明らかとなった。

都道府県の鳥獣保護担当者に対する研修は、シカ、サル、イノシシ、クマなど鳥獣ごとに、年2~4回程度開かれ、年50~200人程度が参加している。都道府県担当者には、さまざまな研修の機会が設けられ、他県との意見交換もすすんでいるようだが、市町村からの参加者が増えるような工夫をしないと、市町村レベルの担当者

が育たないという問題が指摘された。

鳥獣保護員に関しては、市町村合併によって鳥獣保護員が減少すると監視の目が届かなくなるため、合併前の市町村数と同程度の鳥獣保護員を維持する必要性が言われた。同時に、公募によって「専門的知見を持つ鳥獣保護員」を採用する必要性も強調された。私は、当ネットワークの主張として、法律で非常勤と規定されている鳥獣保護員制度を変更し、常勤の野生生物保護専門員の設置と、公募によるボランティアの鳥獣保護推進員の設置を主張したが、これは法改正を必要とするため、「常勤的な活動が求められる場合には、専門的知見を持つ鳥獣保護員について、自然環境等に関連する他の指導員制度との併任等により、必要な活動量の確保について検討する」と少し踏み込んだ記述になった。

狩猟者の育成については、大きな議論があった。「狩猟は、鳥獣の科学的・計画的な保護管理に一定の役割がある。適切な鳥獣保護管理を進める上で、今後とも狩猟の果たす役割が期待される」という環境省や猟友会の意見に対しては、「狩猟は本来趣味で行うもの。保護管理のための捕獲を狩猟に依存するのはおかしい」という意見も相次いだ。そのため、総合的保護管理団体の育成やそこで働く専門的技術者の資質認定の制度についても議論された。

第1回では、森林情報士、環境アセスメント士のような資格制度も検討されたが、国では新たな国家資格制度の創設が抑えられているため、第3回では農林水産省が行っている農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー制度のような登録制度が提案された。登録された人材が、鳥獣保護員や保護管理団体職員、行政職員として、採用されるのかどうか、最大の課題である。3回にわたる議論の結果が、鳥獣保護行政に反映されることを期待したい。

# 2006年鳥獣保護法改正 ワナ：規制強化か規制緩和か

野上ふさ子(地球生物会議 ALIVE)

## ワナ問題

2006年の鳥獣保護法改正では、ワナ問題が中心課題の一つでした。

ワナについては、無差別捕獲や野放し状態で人にも危険と言った観点から規制の強化を求める世論に応えるとともに、農作物被害対策として農家にワナ免許をとらせて捕獲を促進させるという二つの方針が混在した法改正となりました。

## トラバサミ等の規制

2002年の法改正時には、国会の質疑でトラバサミ、ククリワナ問題が議論され、附帯決議にこれらのワナの全廃を検討すべきことが記されました。残念ながら、この4年間、環境省はわなの規制強化には手をこまねいたままで2006年の再改正を迎え、再び国会質疑で、超党派の議員からトラバサミ・ククリワナは全面禁止すべきだとの意見が相次いで出されることになりました。参議院では、岡崎トミ子議員(民主)が議場でトラバサミの実物とククリワナの模型を手にして、その無差別殺傷性の問題を指摘されました。荒井光廣議員(新党日本)も、なぜこれを禁止できないのかと質問されました。

衆議院では、馬渡龍治議員(自民)がトラバサミに絶滅危惧種のツシマヤマネコやオジロワシまでかかって被害を受けていることを指摘されました。また、田島一成議員(民主)は主な質疑事項として、(1)錯誤捕獲した鳥獣の放獣方法を農家等へ周知する必要性、(2)放置ワナの見回り・監視体制等を構築する必要性を強く主張されました。他にも、野鳥の愛玩飼養及び輸入鳥獣対策の今後の在り方、適用除外とされている海棲哺乳類への今後の対応方針、野生生物全体に関する包括法を制定する必要性等を国に質しました。

## トラバサミは狩猟では禁止

各議員からの質疑に対して、環境省は、トラバサミは狩猟では使用を禁止する、有害捕獲では錯誤捕獲の動物が身体に損傷を受けないように構造上の改良を行うと答弁しました。またククリワナは、ストッパーを付ける、輪の直径を定める、ワイヤーの細さを制限するなどして錯誤捕獲の際に放獣を可能ならしめるようにするとの答えです。なぜ禁止できないのかという質問に対して、有害捕獲では農家などで需要があるからとのことでした。これに対して、環境省の対応は不十分であるとして、衆参両院の附帯決議で、「トラバサミ、ククリワナについて一層の制限を行うこと」という項目が付けられました。

## 人材と資金の投入を

今回の法改正は、各地に広がるイノシシ、シカ、サルなどによる農作物被害をどうするかということが主たる課題で、そのためにワナ免許を取りやすくするなどして、捕獲を促進しようという趣旨となっています。法律も鳥獣保護法と言うよりは、有害鳥獣駆除法というような内容に変質しつつあると実感しました。

しかし、やみくもな駆除・捕獲のみに頼る方法で実際にどれほど被害対策に効果があるのかは、判然としません。むしろ、野生鳥獣の習性や生態をよく知り、その生息環境ごとに異なる対応をしていくことの方が効果的です。経験と専門的な知識を持った人材を各地に配置して取り組んだ方が、はるかに効果があることが国会参考人の意見でも明らかになりました。また、農作物被害対策としては農林水産分野での被害防止技術の開発などが有効です。

野生鳥獣との共存の施策は、生物多様性の確

2006年鳥獣保護法改正論点(わな)		作成：地球生物会連(ALIVE) 2006.4.3	
今回改正事項	項目	関係条文	運用
			ネットワークの主張
★改正	わなの設置場所	特定猟具(わな)の使用禁止区域の設定(環境大臣指定)	第3条
★改正	わなの設置場所	特定猟具(わな)の使用禁止区域の設定(都道府県知事指定)	第35条
★改正	標識の設置	許可標識において、猟具に標識の設置を義務化	第9条12
★改正	わな免許	網猟免許とわな免許の切り分け	第39条2項
★改正	罰則強化	特定猟具使用禁止区域での狩猟は懲役6カ月、罰金50万。標識を付けない場合は罰金30万	第43条
	使用禁止猟具	とらばさみを使用禁止猟具に指定	9条1項3号
	使用禁止猟具	使用禁止猟具の所持規制	16条1項
	希少動物の保護	対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止(環境大臣指定)	第12条1項3号
	わなの構造	禁止猟法	第12条1項3号
	わなの使用条件	設置回数・見回り	基本指針
	取り締まり	取り締まりに従事する職員の要件	基本指針
	監視	鳥獣保護員	基本指針
			わなの使用禁止区域の設定は、人の生命、身体、財産等への損傷の防止の観点から地域住民の合意のもとに行うようにすること。
			わなの使用禁止区域の設定は、人の生命、身体、財産等への損傷の防止の観点から地域住民の合意のもとに行うようにすること。
			すべてのわなに対する標識の義務づけは評価。
			多様化するわなに関して専門的知識の習得、技術の向上、道法精神の周知徹底をあわせておこなうべき。
			法律の全体にわたり、罰則の引き上げをおこなうべき。(特定外來生物法と同様に)
			第16条使用禁止猟具の指定で、かすみあみに加えてとらばさみを指定するべき。
			第16条使用禁止猟具の指定で、かすみあみに加えてとらばさみを指定するべきである。その他のわなについては、販売時(通信販売を含む)に袋詰めまたは許可の確認を義務づけるべき。
			数の減少が著しい地域個体群について禁止猟法を定めるべき。(ツキノワグマの生息地ではくくりわなを禁止猟法に指定するべき)
			捕獲網運の場合に、捕獲個体を捕獲し放獣が不可能な構造のものは禁止すべし。
			有害鳥獣においても1日1回の見回りの義務化とともに、設置個数の上限の設定を定めるべき。(狩猟については基本指針で記述)
			違法なわなは発見者が撤去することができるようにするべき。(さもなければ司法警察官の指示の下に)
			都道府県に専門性の高い鳥獣保護員をおくるとともに、市町村には一般公募等によるボランティアを神を広く配置するべき。



保のために欠かせない重要事項です。していくためには、それなりの予算と人材が必要だということは、今国会で最も強く指摘された点です。現在、国も自治体も財政難で、予算も人も削減される一方ですが、この分野を今まで蔑ろにしてきたつげは確実に回ってきます。野生鳥獣との共存のために、もっと人手と予算を投入することに国民の多くは賛成するはずです。

#### 鳥獣基本指針に意見を

今回の改正法の運用は、政省令の改正や鳥獣

事業計画の策定において行われていくことになります。ワナについては、有害捕獲におけるの標識を付けることが義務化されたことは一歩前進ですが、設置個数の上限や毎日の見回り義務などが定められていないことは問題です。また、違法なワナの発見者がこれを撤去することができるようにすべきです。

以下の表に、今回の改正と、問題点を表記しました。関心のある皆様はぜひ、パブリックコメントで意見を出していただきたく思います。

## 捕獲個体の商業利用について

野上ふさ子(地球生物会議ALIVE)

### シカ

近年、有害駆除された動物の個体を商業的に流通させようという動きがあります。今国会では4月27日の参議院の質疑で、自民党の橋本聖子議員が、エゾシカ肉の利用とニホンザルの実験利用について質疑を行いました。何万頭も駆除されているシカを肉として販売し、地域興しなどに利用しようという提案です。しかしこれには問題があります。商業的利用は利益の追求と拡大を目的としています。消費を安定・拡大させるためには、常に一定数を提供できる体制が求められます。そこで野生動物消費市場が形成されれば、そこに従事する人々の収入・雇用の安定のために、常に野生の世界から収穫し続けなければなりません。

一方、自然界では変動がつきものです。イノシシ、シカは、近年、冬の降雪が少ないために生息域が拡大していますが、一度大雪となれば一気に激減してしまう可能性があります。北海

道のエゾシカの場合も安定的供給は難しく、エゾシカ牧場を作っている有様です。もちろん、野生動物由来の感染症や解体処理に関する公衆衛生上の問題も発生します。そのような場合、誰が責任をとるのかも明らかではありません。

### ニホンザル

ニホンザルを実験利用してはどうかという橋本議員の質問に対して、環境省(竹下政務官)は、2002年の国会で、ニホンザルが捕獲目的を偽って捕獲され実験用に販売されるというさまざまな駆除の実態があったことを述べ、これ以降野生のニホンザルは実験に使用されなくなりました。また有効利用できる可能性は低いと答弁しました。

ちなみに野生霊長類は全種がワシントン条約附属書I類、II類であり国際的に保護がはかられています。また人と類似の感染症を媒介するおそれがあること、動物福祉の観点などから、

欧米諸国では野生の霊長類を捕獲し実験に使用することは認められていません。

### クマ

2002年の国会では、クマについても、熊胆が医薬品として高く売れるために被害実態にないにもかかわらず予察駆除やずさんな駆除が行われていることが指摘されました。当ネットワークでは、熊胆の国内流通が密輸や密猟の温床になっているという見地から、熊胆の商業利用を廃止させるべきという立場をとっています。ところが最近、この熊胆をきちんと管理して販売し、その利益を地域に還元したらどうかという意見が一部のクマ研究者の間から出ています(2006年10月、国際クマ会議「熊胆の取引に関するワークショップ」)。

現在、国内に流通している熊胆の多くは由来が把握できない密輸品や、国内での違法捕獲・密猟の産物であると推定されています。しかし、狩猟の現場でも監視や取締の体制がなく、税関で摘発される密輸品は氷山の一角です。駆除個体の熊胆を管理のもとに流通させれば密輸や密猟が減少するという主張には根拠がないば

かりか、かえって熊胆の市場をさらに拡大させ、さらに密輸や密猟を拡大させる引き金になることは明らかです。そのための監視・管理にかかる多大なコストは、熊の胆を売るくらいではとうてい足りません。

ワシントン条約で国際希少種であるクマ類の国際取引は禁止されています(※)。しかし、日本は年間4000頭分にも相当する熊胆の消費国です(厚労省資料)。日本は同条約の国内法である種の保存法によって、クマ類の国内流通を全面禁止とし、それによって絶滅のおそれのある世界のクマ類を守る責任を果たすべきなのです。

国際的規模でみれば野生動物の生息域は減少する一方で、種の絶滅は加速化しています。このような時代に、あえて国内外の野生動物の消費を拡大させるような政策を取ることは間違いです。

※CITES附属書Iのアジアクロクマの熊胆は取引が全面禁止。附属書IIのカナダのヒグマ等は輸出国の許可証が必要だが、税関で毎年数百から千件もの違法持ち込みが発見され差し止めを受けている。

## 海生哺乳類の適用除外について

イルカ&クジラ・アクション・ネットワーク 倉澤七生

### <背景>

ご存知のように、2002年の鳥獣保護法改正で、野生の哺乳類はすべて原則同法対象となりました。しかし、71年の水産庁との固い「お約束」があるため、公衆衛生上除外したほうが無難という風に判断されたドブネズミ、クマネズミとともに、海生哺乳類は一部(ジュゴン、アザラシ、ニホンアシカ)をのぞいて、ほとんどすべてが適用除外になりました。

除外される種は

○他の法令により捕獲等について適切に管理されている鳥獣

○環境省令で定める種

すなわち、環境省が何らかの方法でその適切さを判断し、その中から選別するわけですが、その判断の基準、だれがどこで判断するのかということについてはどこにも明らかにされていません。

ネットワークとしては、生物多様性の確保に矛盾する80条の削除をゴールとしながらも、暫定的な措置としてこの手続きの透明性を確保するための科学委員会を審議会の中に設置するよう働きかけを続けてきました。しかし、明確な返答もないまま、ネットワークの要望は無視されています。

残念ながら、環境省に移管されれば海生哺乳類の多くがレッドリストに記載されている現状が解決されるわけではありません。人手も予算もない環境省が積極的な保護管理の手腕を発揮できるとは誰も思っていないというのが笑えない現実ではあります。

しかし、水産庁の管理はあくまでも産業優先で、資源的な価値のない種(希少性が高いことが多い)についての調査が不十分でも誰も文句は問わず、研究機関、研究者も水産庁の体質、産業

とのつながりを強く持っている状態で、なかなか実態が明らかにされない懸念があります。

弱小であっても、環境省に移管する、あるいは共管することで、正確な情報をもっと世間の目に触れることは非常に重要なのです。こうした期待から、議員への働きかけを行い、クジラの保護という国会での「禁句」を破っていただくことに成功しました。

### <国会での議論>

昨年の小委員会における当初の改正では附帯決議から後退して「調査を行う」となっていた除外種について、パブリックコメントを経た中で「適切に行われていないと判断されたときはその見直しを行う」という文言に変わり、パブコメも役に立つことが！と驚いたのもつかの間・・・言葉こそ変わっても実態はかわらずという事実がこの間の衆参両院における質疑応答で明らかになりました。

南川前局長の参議院での岡崎トミ子議員に対するの苦しい答弁をみてみましょう。

○南川政府参考人

「ただ、率直に申しますと、どうしても先に制度があってそこで対応している以上は、後から来る制度がなかなか、それを全部整う形にして対応するという事は私ども仕事の流れの中で困難が多うございます。私どもとしては、今できるのは、環境の保全の問題あるものについては一生懸命調査をして、問題が生じないような形の申入れ等を行っていくと、そしてウォッチングもきちんとしていくということかと思いません。」

この態度は、衆院での田島議員への答弁で、具体的にさらに明らかにされています。

○田島(一)委員

ということは、他の法令で適切に保護管理がされていないから適用除外の見直しはするということに判断しているのか。それとも、今水産庁のお話も出していただきましたけれども、水産庁等に申し入れを行っていくということなのか。お答えいただけますか。

○南川政府参考人

基本的には、申し入れを行って、その中で適切な措置をとっていただくようにしたいというふうに考えております。

つまり、その保護管理に関して適切でない場合の措置は水産庁への申し入れで「適用除外の見直しを行う」ということではないことを白状しているわけです。コククジラが絶滅しようが、環境省としては水産庁の責任だから関係ないわけ。

ちなみに、こうした環境が変わるのは、同じく前局長の言葉を借りるなら「社会全体がそれをどの程度求めているか、そういったことも十分踏まえながら、専門家と相談をしながら対応」するわけです。(世間が騒げば仕方ないからやるという意味！)

国会での審議後、民主党の谷博之議員も80条の適用除外について適用種のジュゴンと適用を除外されているスナメリを例に、同じように文化財保護法にリストされているながら一方を適用し、一方を除外するというように選定基準が矛盾していることについて質問趣意書を提出してくれました。趣意書へは各種の条件を提案し、他省庁との協議の結果環境省が判断するという答がかえってきました。

< 商業利用の深刻な問題点 >

すでにお伝えしているように、ニシコククジラは現在わずか100頭あまり。ロシアとアメリカの共同研究(1 昨年韓国も参加)で個体識別も済み、かなり詳細なデータがそろっています。最近では、サハリン島での開発が大きな脅威として考えられ(ロシアが環境要因で一時的に開発をとめている)、IUCNでも周辺諸国での国家緊急行動計画作成を促している種です。昨年、そのコククジラのメスを3頭も定置網で死なせた日本の責任が問われているところです。「見直し」の文言が真実ならば、とっくに見直されているはずですが、今回のWGにおいて、環境省は最後まで取り上げるとはいいませんでした。

このニシコククジラは、(国会での局長答弁は間違いで)水産資源保護法の対象にもなっていません。なぜか……

最近出版された『捕鯨問題の歴史社会学』(渡邊洋之著)では、文化財保護法にリストされてその対象となったスナメリとならなかったコククジラについて考察し、ひとたび資源対象とされた種についてはその「まなごし」が資源として固定されてしまうこと、理論上は資源保護という発想があっても実際上はその利用への『歯止め』が難しいと言及しています。

最近、野生動物の保護管理を達成するための商業利用をすすめる意見がトレンドになりつつありますが、このコククジラを安易な利用への警鐘として考えていただきたい、そして生物多様性確保を言葉遊びに終始させないためにも、海生哺乳類保護の実現をみなさんが真剣に考えて(そして大騒ぎして)くださることを切に願います。



## 事務局からのお知らせ

会員、参加者の皆様へ

野生生物保護法制定をめざす全国ネットワークは、1998年に「鳥獣保護法改正」を考えるネットワークとして発足し、2002年に現在の名称に改称しました。趣旨に賛同し、年会費3000円をお支払いくださった皆様には、ニュースレターを送付するほか、メーリングリストへの登録により情報の交換をおこなっています。

ネットワークの意思決定は世話人会で行い、会報作成、発送作業、メール、メーリングリストの管理、ホームページの更新、会計その他事務の多くはそれぞれの世話人の分担で行われています。

そのせいもあって、なかなかすみやかに参加者の皆様にニュース等のお知らせができない状態が続いており、申し訳なく思っております。

これに対処するため、さる10月11日の世話人会議で、以下のような方針を話しあいました。

ニュースレターや連絡を紙に印刷して発送するのはコスト面、作業量からみて多くの労力を要するため、容易に発行できない。 今後は、できるだけメールを用いて、ニュースを送るようきりかえていく。

この数年間、会員へのフィードバックがなかなかできなかったことを反省し、ホームページの更新を進めること、ブログなども導入して、私達が活動していることをできるだけ伝えるとともに情報交換の場を拡げていく。

<アドレス登録のお願い>

ニュースをメールで受信できる方は、その旨を以下のアドレスに、メールにてお知らせください。

ネットの代表メールアドレス：jimu@wlaw-net.net

どうしても紙媒体で送ってほしいという方は、コピーをして郵送することになりますがその場合は遅延やすべてのニュースをお送りすることができないことをご了承ください。

アドレスの変更、廃止等ございましたら、速やかにご連絡ください。

事務局だよ!

私が事務局を引き受けてからはや7年が経過しました。このたび、やっとお役目を終了させていただけることになり、事務処理は世話人で分担することになりました。

気持ちがはやる割にはなかなかうまく前に進めることができず、皆さんに歯がゆい思いをさせてきたことを本当に申し訳なく思っております。これからは、世話人の一人としてできることはしていくつもりですのでよろしくお願いいたします。

1998年、99年に活動してきた鳥獣保護法を考えるネットワークの預金残高が17万あることがわかりました。一部は、報告集作成のためにお支払いいただいたものですが、情報そのものが当時とは変わってきており、冊子を作る当初の計画も今となってはあまり役に立つものとはいえない状態です。野生法ネットの会計に繰り入れ、今後の活動資金の一部にしていきたいと考えております。あしからずご了承ください。

なお、もし返金を希望される方はその旨お申し出いただければお返しますのですのでよろしくお願いいたします。

事務局・倉澤七生

## 入会のご案内

**年会費** 7月(創立時)から1年間 **個人** ¥3,000円 / 1口 **団体** ¥6,000円 / 1口

振込先(郵便局) 振替口座 00100 - 1 - 140878

**加入者** 野生生物保護法制定をめざす全国ネットワーク

**通信欄に** ① 住所・氏名 ② 職業 ③ 団体名 ④ Eメール

団体申し込みの場合は、代表者・担当者名もお忘れなく。

### ネットワークの連絡体制

会員には、適宜ニュースレターをお送りするほか、電子メールまたはファックスによる情報提供をいたします。

e-mail : jim@wlaw-net.net まで、以下を記入して申し込んでください。

subscribe wildlife-law < 貴方のメールアドレス > end / 住所、氏名、電話、ファックス

メーリングリストに加わりませんか? より迅速にニュースやお知らせが届きます。